

件名	愛媛県青少年保護条例の一部を改正する条例
主管課	男女参画・県民協働課
根拠法令等	<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)</p> <p>児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)</p> <p>住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)</p>
<p>【改正の概要】</p> <p>青少年に対し、児童ポルノ等の提供を求める行為並びに接待飲食等営業及び性風俗関連特殊営業において客に接する業務に従事するよう勧誘する行為等を規制するとともに、携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧を防止するための措置を講じることにより、青少年の保護を図るため、この条例の一部を改正するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自画撮り被害の防止 <ol style="list-style-type: none"> (1) 青少年に対し、児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止(罰則あり) 2 勧誘行為の規制 <ol style="list-style-type: none"> (1) 接待飲食等営業及び性風俗関連特殊営業において、客に接する業務に従事するよう青少年を勧誘する行為を禁止(罰則あり) 3 インターネット利用環境の整備等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業者のフィルタリング等説明義務、書面交付義務 (2) 保護者のフィルタリング不要申出書面の提出義務 (3) 事業者のフィルタリング不要申出書面の保存義務 (4) 違反事業者への勧告、公表 (5) 保護者の責務(青少年への教育、適切な管理等) (6) 県の責務(インターネット教育・啓発の推進、情報提供) 4 住宅宿泊事業法の施行に伴う改正(平成30年6月15日施行) <ol style="list-style-type: none"> (1) 家出等の疑いのある青少年に係る警察署等への通報義務を有する者に、住宅宿泊事業法の住宅宿泊事業者等を追加 	
施行日	平成31年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	